平成２１年（フ）第８３号
広島県呉市阿賀北９丁目２番３号
破産者　有限会社山上工業
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２０年（フ）第９８号
福井県越前市北小山町第26号８番地
破産者　株式会社濃尾販売
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２５号
岐阜県高山市問屋町36番地
破産者　株式会社徳重屋
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２０年（フ）第４１５号
兵庫県明石市大久保町江井島545―１、商業登記簿上の本店所在地兵庫県明石市大久保町西島500―７
破産者　株式会社平和住建
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１０号
兵庫県明石市大久保町大窪942
破産者　有限会社宮脇産業
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第４７７号
群馬県前橋市新堀町202番地３
破産者　株式会社六健
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成１９年（フ）第１２５３号
千葉県習志野市谷津４丁目７番15―202号
破産者　三浦　國男
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８８号
水戸市島田町32番地の１
破産者　株式会社一成物産
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１３９号
水戸市南町２丁目４番２号
破産者　株式会社啓新社
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第４４８号
千葉県船橋市高根台４丁目32番15号
破産者　金森　洋子
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１２４１号
千葉県市原市五井6365番地の８
破産者　星野　頼幸
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１４０２号
千葉県船橋市高根台７丁目３番12号　レジデンス石川203号、開始決定時の住所千葉県船橋市芝山６丁目26番11号
破産者　坂詰　清鎮
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３９９号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番21棟201号
破産者　渡邊　賢治
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４２５号
千葉県市川市宝１丁目17番12―204号　アーバンライフ宝、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区東雲２丁目10番31号
破産者　有限会社港自動車工房
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４２６号
千葉県市川市宝１丁目17番12―204号　アーバンライフ宝
破産者　廣瀬　一利
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４２７号
千葉県市川市宝１丁目17番12―204号　アーバンライフ宝
破産者　廣瀬　由美
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第６１９２号
大阪府守口市八雲東町２―29―５、商業登記簿上の本店所在地大阪府守口市八雲東町２丁目３番８号
破産者　山本建設株式会社
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８２９９号
大阪市阿倍野区長池町２番９号
破産者　有限会社三洋不動産
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２４５号
大阪市住之江区北加賀屋４丁目４番20号
破産者　有限会社ジャパン珈琲
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１１５号
大阪府豊能郡豊能町光風台５丁目15番地の７
破産者　株式会社ジェイアンドジェイ
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４２９号
大阪市天王寺区上本町１丁目１番９号
破産者　有限会社シーギャム
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５２３号
大阪市西成区南津守５丁目６番23号
破産者　株式会社エコ・エース
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部